

## 東通村農業委員会からのお知らせ

### ◎平成27年度農業労働標準賃金を決めました

東通村農業委員会では、平成27年度農業労働標準賃金を下記のとおり決めました。  
この標準額は、目安ですので状況、条件等を勘案し当事者協議のうえ、ご活用下さい。

水田・普通畑一般作業 (1日当り実働8時間)	男女共	5,432円	(1時間当り)679円
現物代替の場合		※当事者間で協議決定	
機 械 利 用 料 金 ・ 1 0 a 当 り	水田一番耕ロータリー	5,000円	
	水田代かきロータリー	5,500円	
	田植機	6,500円	苗なし
	バインダー	6,500円	糸付き
	脱穀	250円	コンバイン用1袋
	コンバイン	15,000円	
	普通畑一番耕ロータリー	4,000円	
	牧草刈取(モアー)	1,000円	
	牧草反転(テッター)	800円	
	牧草収納(ベラー)	100円	1梱包
牧草収納(ロール)	1,000円	1ロール	
牧草収納(ラップ)	1,300円	1ロールラップ機械料込	

### ◎下限面積(別段面積)の設定について

農地法の改正に伴い、農業委員会は、毎年、農地の権利取得要件にかかる下限面積(別段面積)の設定または修正の必要性について、検討することにしております。

平成27年度の下限面積については、平成27年1月の総会において審議した結果、農用地等の保有および利用の現況等から見て、現段階で下限面積の見直しは必要ないと判断し、従来どおり50アールに決定しました。

#### (留意事項)

農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となります。法律では、農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利取得後において、面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっています。しかし、一定の要件を満たす場合は下限面積を設定し、要件を緩和することができます。これまで下限面積は、県知事が定めていましたが、農地法が改正され農業委員会が定めることになっています。

### ◎賃借料情報について

平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止されました。農地法第52条に基づき、農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

当農業委員会管内の平成26年1月1日~12月末現在で締結された賃貸借契約件数が0件と、情報提供に必要なデータ数が5件未満となっているため、下記のとおり、平成22年度青森県平均の賃借料情報を提供いたします。

◇平成22年度 青森県賃借料情報に関する調査結果

(1) 田 (10aあたり)

	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	18,970円	45,200円	1,000円	6,490件

(2) 畑(普通畑) (10aあたり)

	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	9,602円	30,000円	1,000円	809件

### ◎農業者年金に加入しませんか?

老後の備えは十分でしょうか?年金は家族一人ひとりの準備が大切です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上農業従事者で加入できます。

詳しくは農業委員会事務局またはJA十和田おいらせむつ支店へお尋ねください。

＜お問い合わせ先＞ 東通村農業委員会事務局 ☎27-2111 (内線120・121)